

平成 23 年 4 月 4 日
厚生労働省

食品安全委員会の緊急とりまとめを受けた 食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱いについて

去る 3 月 17 日より、「原子力施設等の防災対策について」(昭和 55 年 6 月原子力安全委員会)中の「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る放射性物質を含有する食品を食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 6 条第 2 号に該当するものとして食用に供しない取扱いとしてきた。

これについては、我が国で初めての原子力緊急事態の発生に伴う放射性物質の放出が依然として収束していないこと等にかんがみ、当分の間、現行の暫定規制値を維持する。

このような考え方は、「放射性物質に関する緊急とりまとめ」(平成 23 年 3 月食品安全委員会)及び原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解を受けて、厚生労働省で薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告したものである。

なお、本日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で取りまとめられた「食品中の放射性物質に関する所見」は、別添のとおりである。